

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

令和8年度事業実施計画

令和8年3月

香 川 県

1. はじめに

本計画は、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「イノシシ管理計画」という。）に基づき、令和8年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 個体数調整の考え方と年間捕獲目標

平成22年度から令和6年度までの捕獲頭数と農作物被害金額の関係は図1のとおりである。

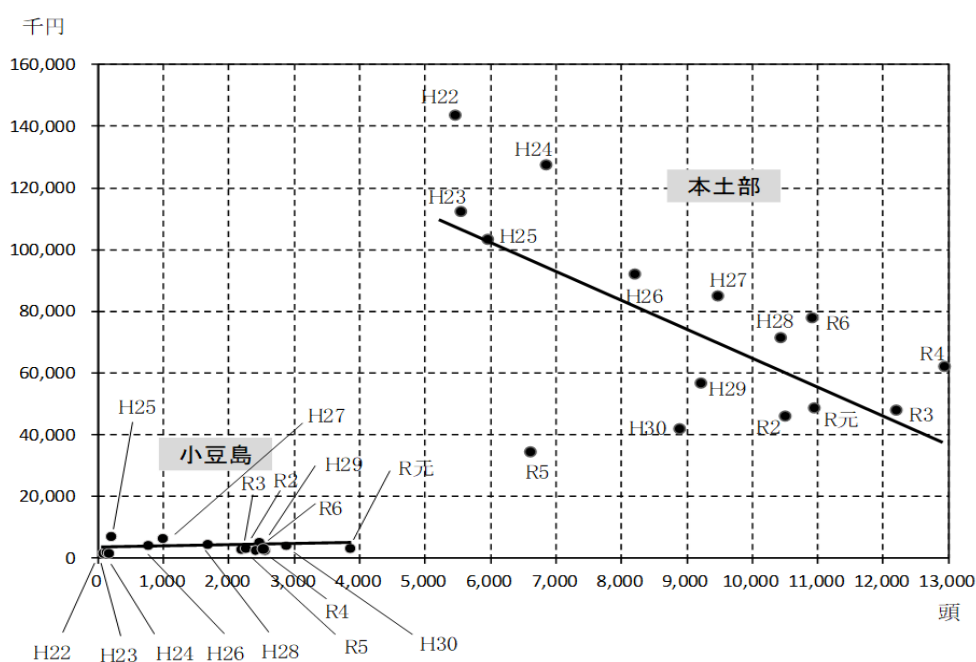
本土部では、平成28年度をピークに平成30年度までは捕獲頭数が減少していた。しかし、令和元年度は増加に転じ、令和3年度、令和4年度には12,000頭を超え、令和4年度には平成27年度以降最多の12,933頭の捕獲をした。しかし、令和5年度は6,605頭と大幅に減少後、令和6年度は10,913頭と再び増加に転じた。

小豆島では、平成22年度から令和元年度までは基本的に増加傾向であったが、令和2年度以降は概ね2,500頭前後の減少傾向で推移していた。しかし、令和6年度は2,712頭となり、令和5年度の2,490頭から増加した。

捕獲頭数と被害金額の関係の推移をみると（図1）、本土部では、平成30年度までは捕獲頭数が増加すると、それに伴い被害金額は減少する傾向にあったが、令和元年度から4年度までは、捕獲頭数が毎年10,000頭以上に達しているにもかかわらず、被害金額は横ばい～増加傾向であった。令和5年度は、捕獲頭数の大幅な減少と同時に被害金額も前年度から2,000万円以上の減少となったが、令和6年度は捕獲頭数、被害金額ともに再び増加に転じた。

令和6年度の捕獲頭数は、県全体で13,625頭であり、令和5年度の9,095頭の約1.5倍となった。これにより令和6年度の県全体での捕獲目標である12,000頭以上に対する達成率は約114%となった。

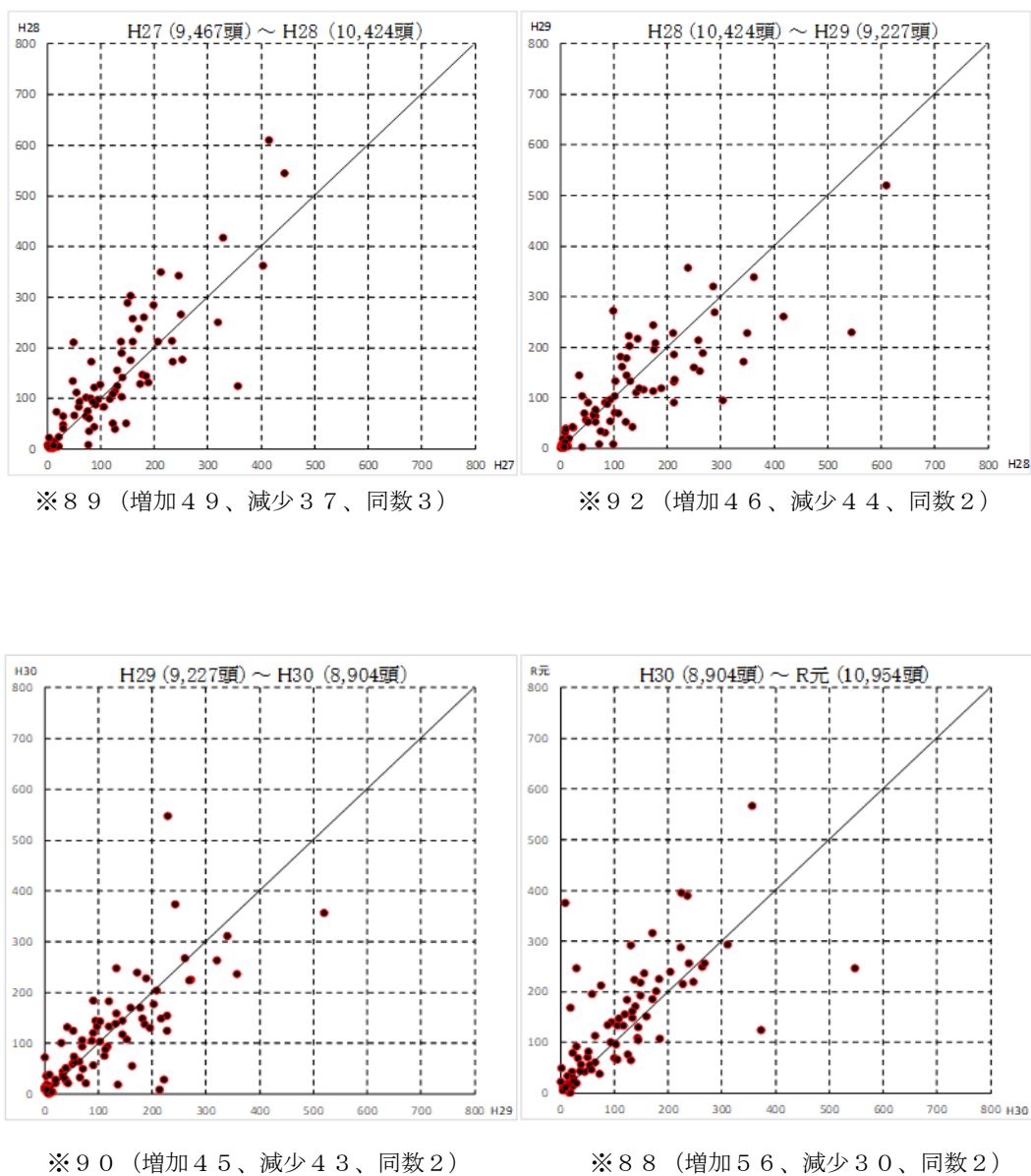
図1 捕獲頭数と農作物被害金額

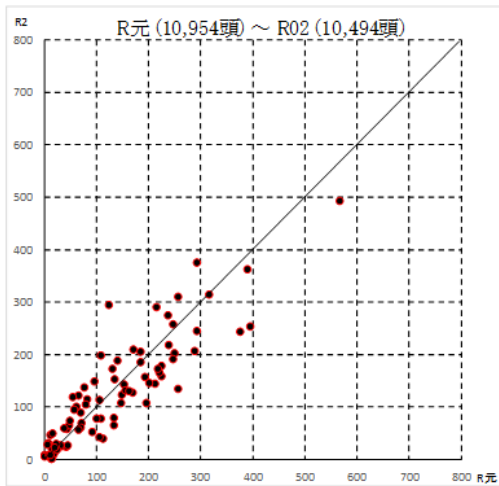


本土部、小豆島におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減状況について、それぞれ、横軸に前年度、縦軸に当年度の捕獲頭数をプロットした（図2・図3）。過去9年分を示したもので、前年度及び当年度に共に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している。

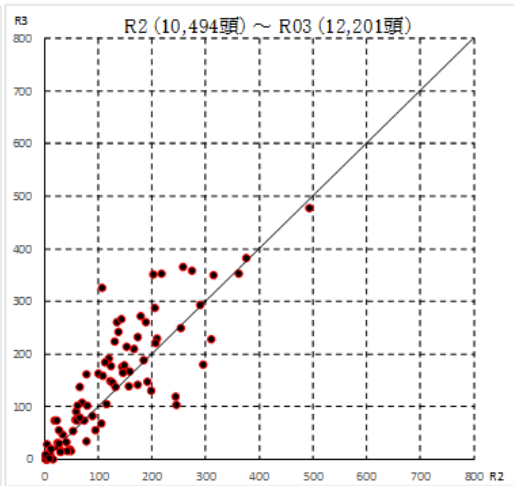
捕獲頭数が増加したメッシュ数と減少したメッシュ数の年変動を補足図1、2に示す。捕獲実績のあるメッシュ数の合計は本土部、小豆島ともに過去9年間でほとんど変動はない。本土部では、令和元年度から4年度は概ね増加メッシュ数が多く、広い地域で捕獲数が増加していたが、令和5年度はおおよそ85%のメッシュで減少しており、本土部のほとんどの地域で捕獲頭数が減少した。しかし、令和6年度になると捕獲は再び増加に転じ、本土部においては80%のメッシュで捕獲数が増加した。小豆島においては対象となるメッシュ数が少ないものの、本土部と同様に令和5年度で減少傾向、令和6年度で増加傾向の推移を示している。

図2 メッシュ別の捕獲頭数の増減（本土部）

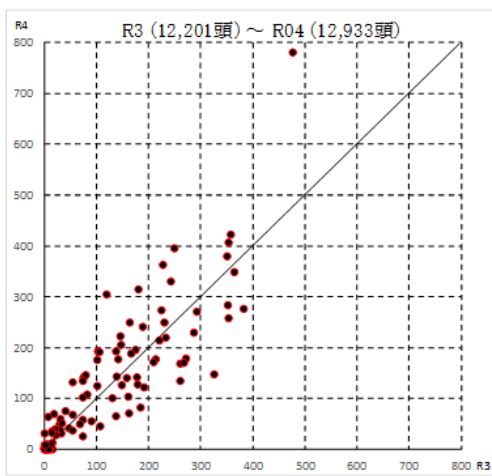




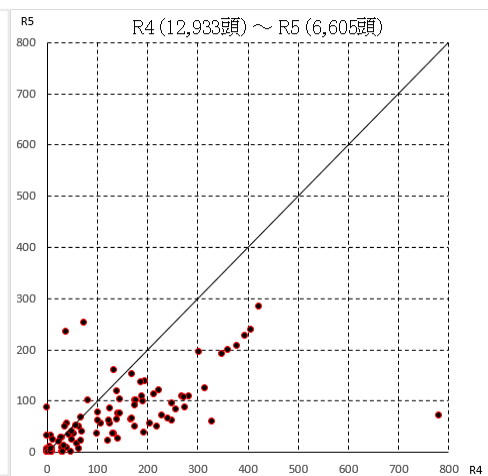
※ 8 3 (増加 3 6、減少 4 6、同数 1)



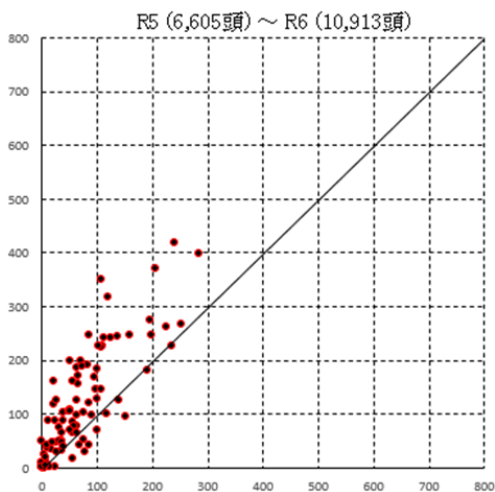
※ 9 9 (増加 6 2、減少 3 3、同数 4)



※ 9 9 (増加 5 2、減少 4 5、同数 2)

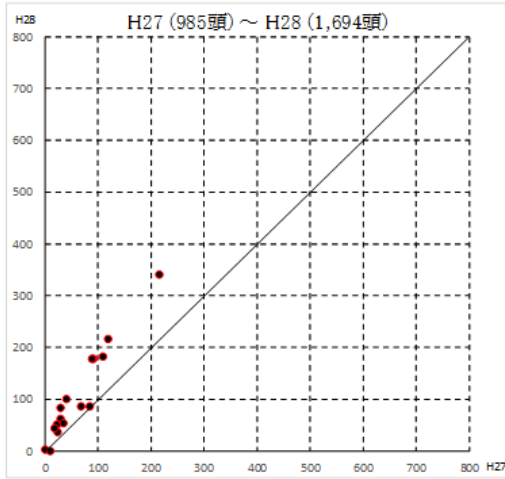


※ 9 5 (増加 1 4、減少 8 1、同数 0)

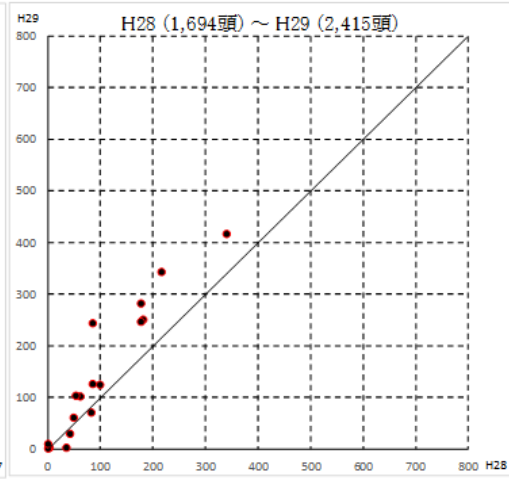


※ 9 5 (増加 7 6、減少 1 9、同数 0)

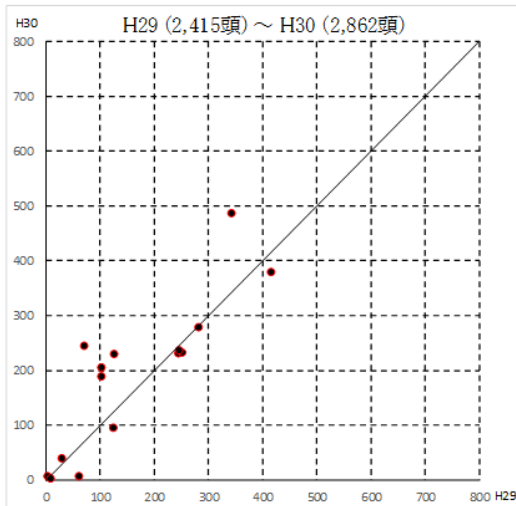
図3 メッシュ別の捕獲頭数の増減（小豆島）



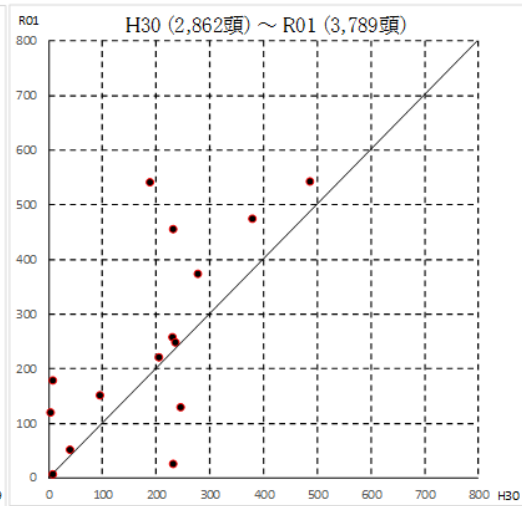
※16（増加14、減少1、同数1）



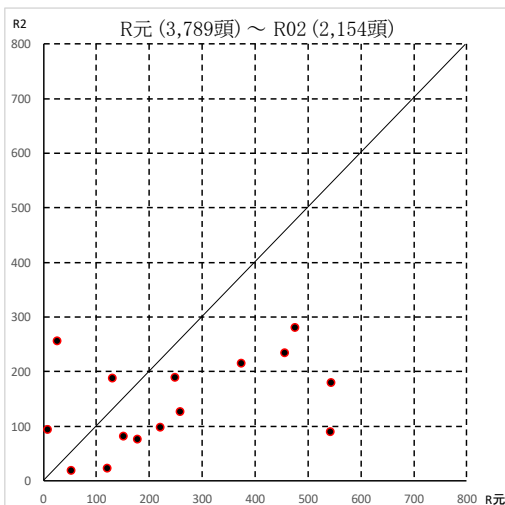
※17（増加13、減少3、同数1）



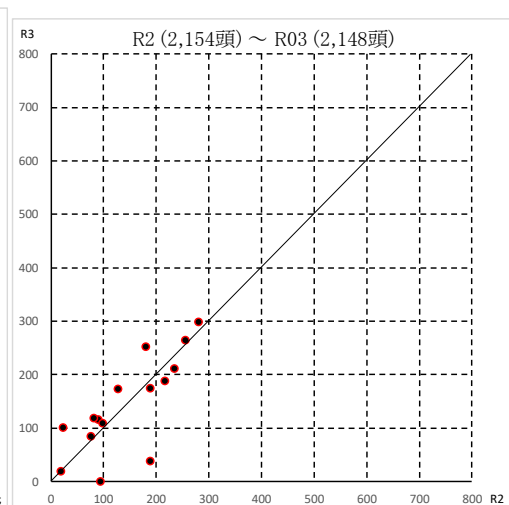
※17（増加7、減少10、同数0）



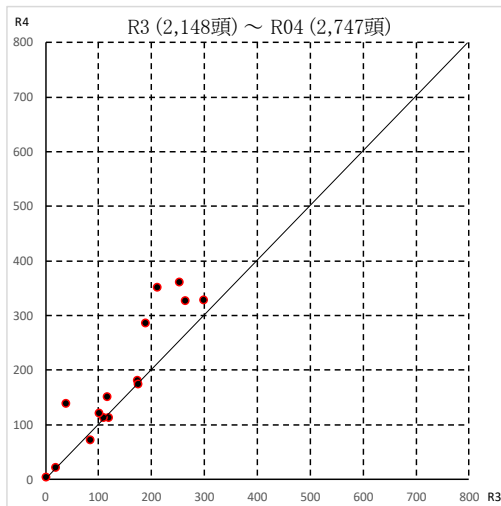
※16（増加13、減少2、同数1）



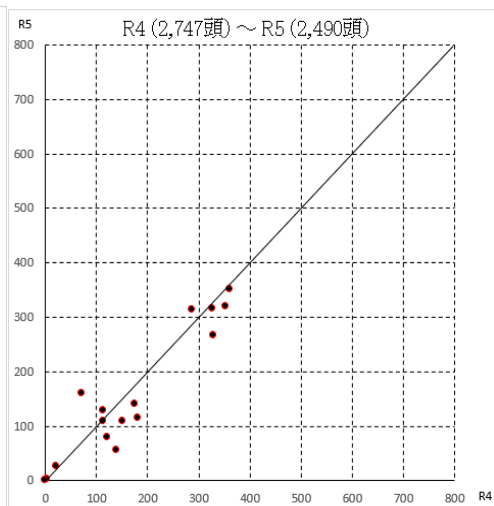
※15（増加3、減少12、同数0）



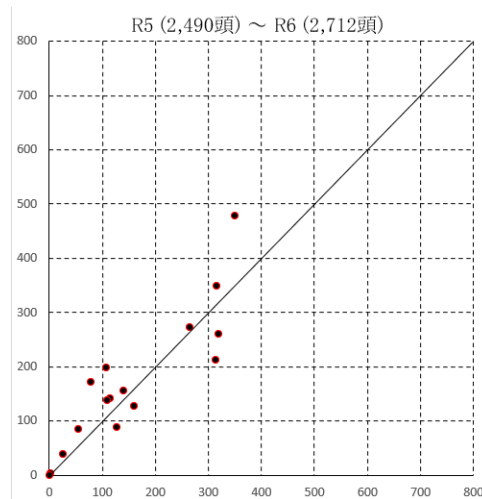
※16（増加10、減少5、同数1）



※15 (増加12、減少2、同数1)



※16 (増加5、減少11、同数0)



※16 (増加10、減少5、同数1)

図4～12は、メッシュ毎の捕獲頭数を100頭間隔の等高線図にしたものである。小豆島では継続して屋形崎～中山～西村を結ぶ一帯にピークがあり、令和元年度以降、豊島にピークがある。東讃では、さぬき市北部から牟礼町にかけて継続してピークがある。中讃では五色台に令和元年度、令和2年度、令和4年度、令和5年度、および令和6年度にピークがある。また、令和6年度には石清尾山塊を含むメッシュで300頭を超えるピークがある。西讃では、大麻山・象頭山を含むメッシュから南に連なる3つのメッシュに調査期間において継続してピークがある。さらに、平成29年度から荘内半島にピークが形成されている。

令和4年度時点で400頭を超えていた弥谷山を含むメッシュおよび、大麻山を含むメッシュでは、令和5年度に捕獲頭数は大幅に減少したが、令和6年度は400頭には及ばなかったものの、再び増加傾向に転じた。令和6年度には広い範囲で捕獲頭数が増加し、捕獲頭数が100頭以上だったメッシュ数も増加した。

図4 平成28年度 捕獲頭数 (12,118頭)

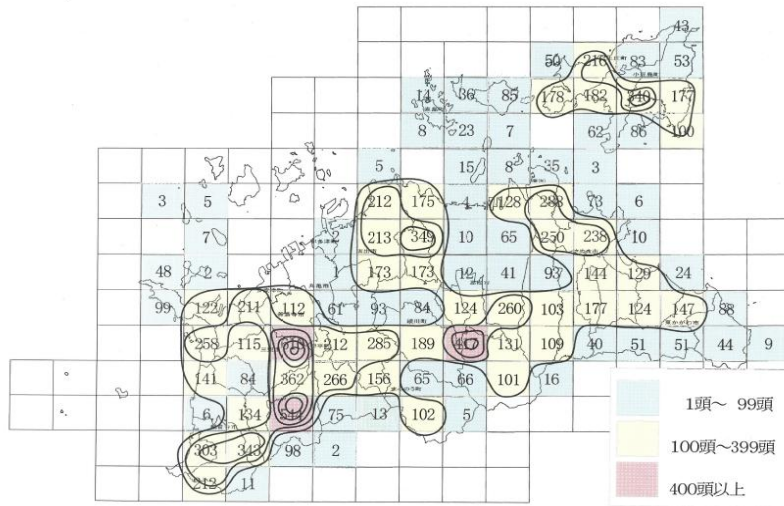


図5 平成29年度 捕獲頭数 (11,642頭)

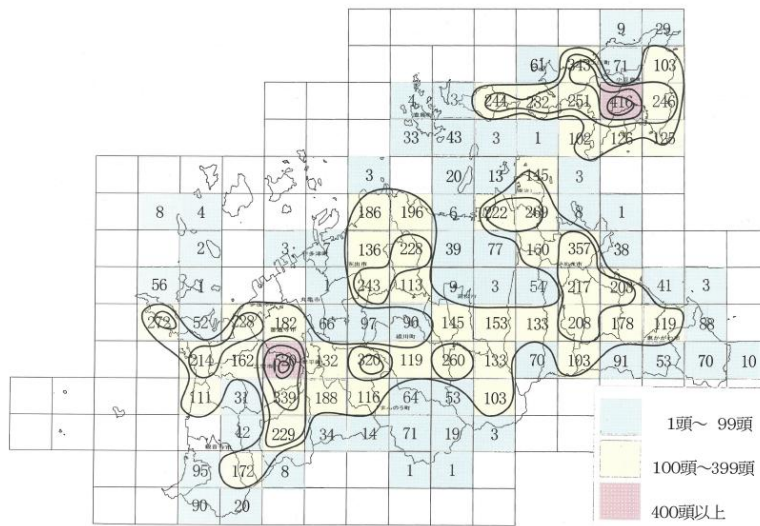


図6 平成30年度 捕獲頭数 (11,766頭)

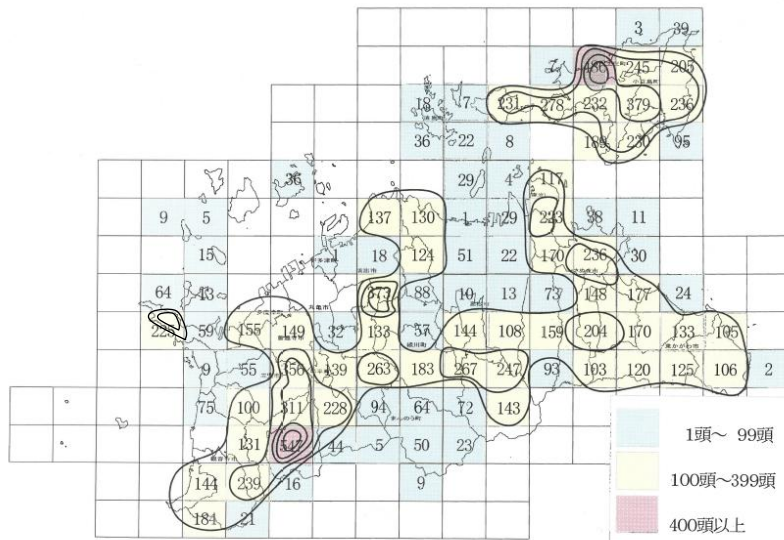


図7 令和元年度 捕獲頭数 (14,743頭)

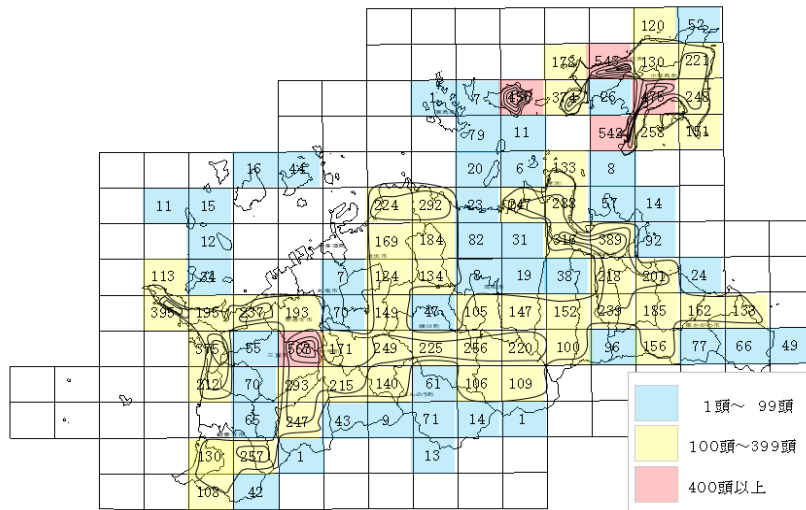


図8 令和2年度 捕獲頭数 (12,648頭)

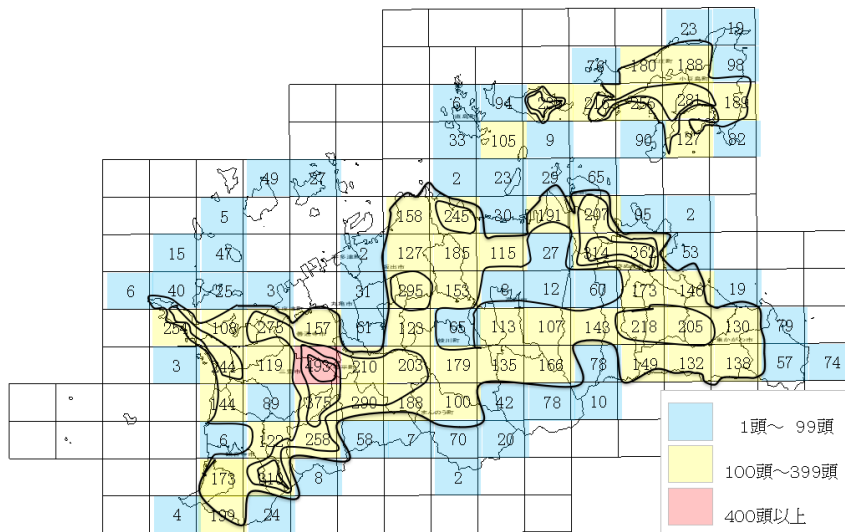


図9 令和3年度 捕獲頭数 (14,349頭)

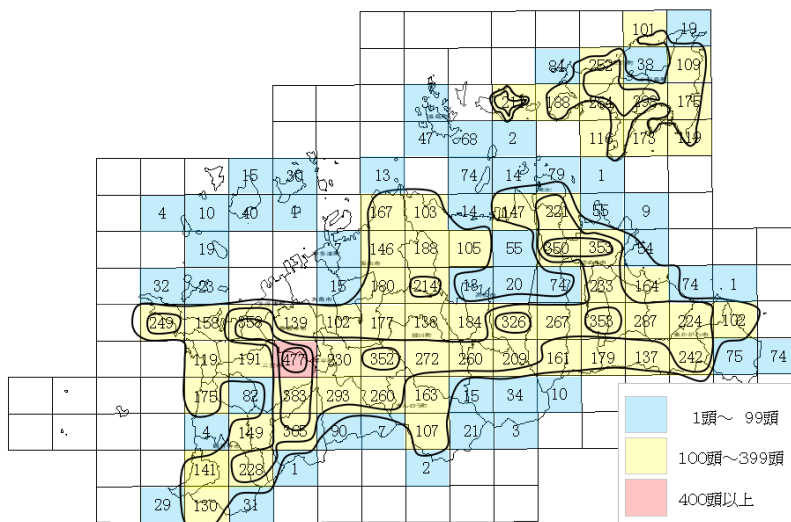


図 10 令和 4 年度 捕獲頭数 (15,680 頭)

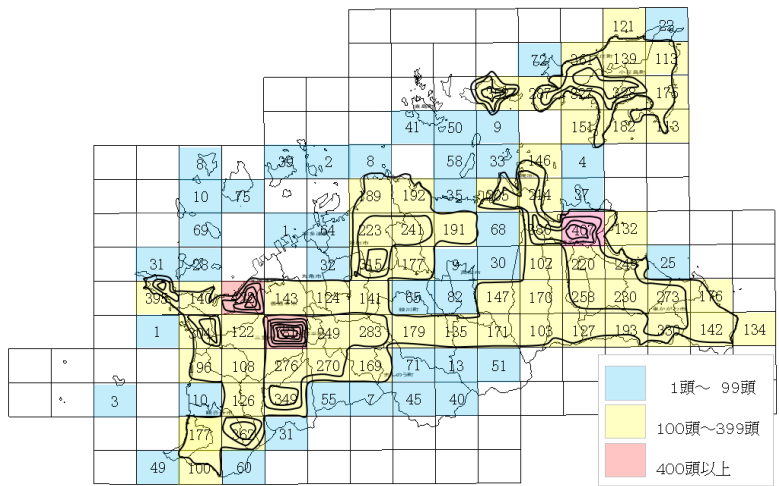


図 11 令和 5 年度 捕獲頭数 (9,095 頭)

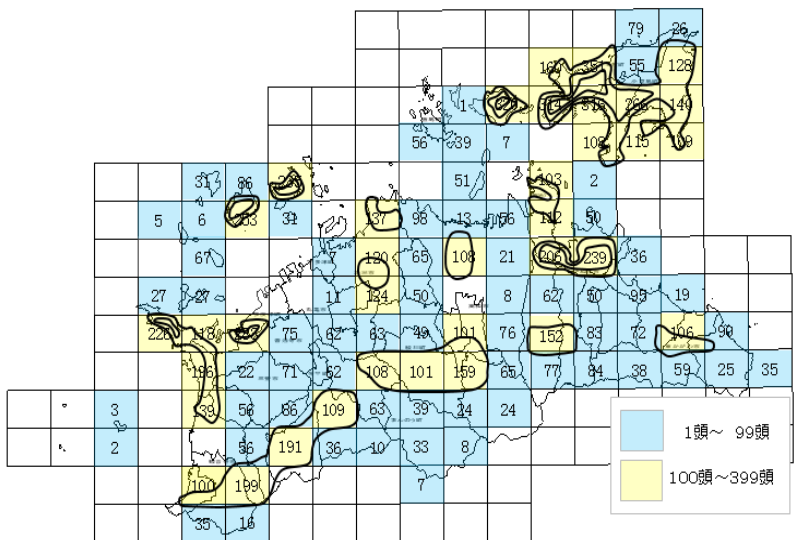
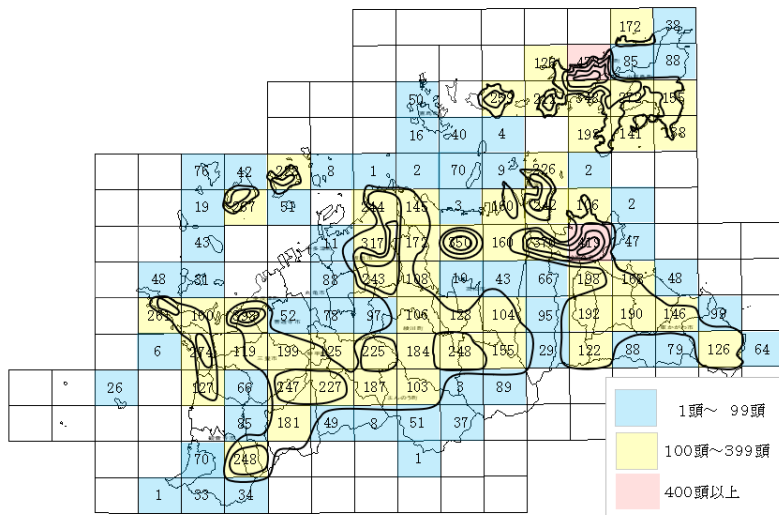


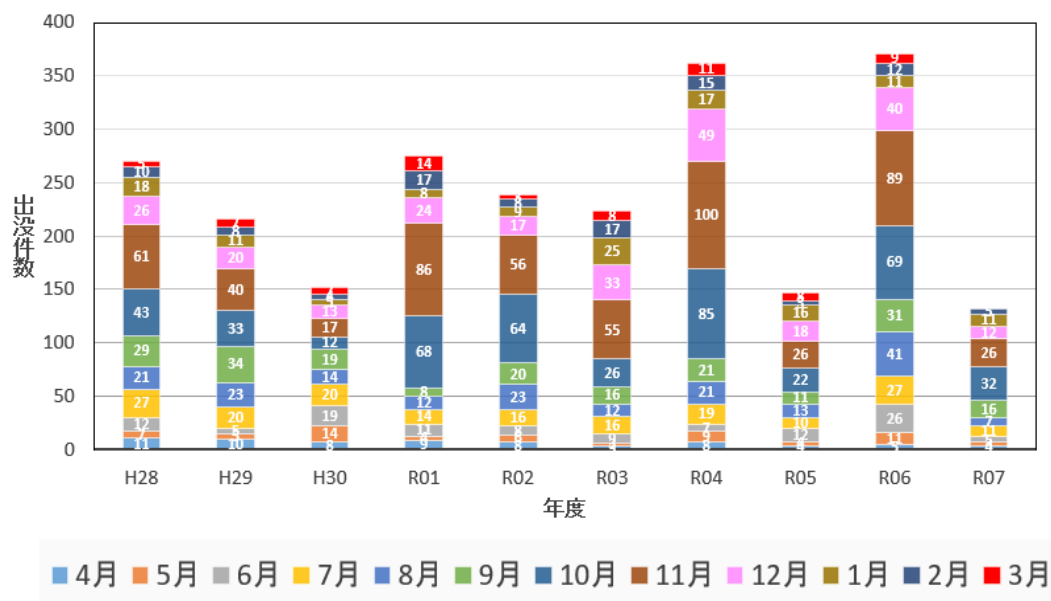
図 12 令和 6 年度 捕獲頭数 (13,625 頭)



過去 10 年間 (令和 7 年度は 2 月末現在) の市街地等における出没件数の推移を図 13 に示

す。令和元年度をピークに減少傾向にあったが、令和4年度以降は件数が年によって大きく変動している。令和7年度は非常に少ない件数となっている。

図13 過去10年間の出没件数



平成28年度から令和7年度（2月末現在）までの人身被害の発生箇所とメッシュ別出没件数は、それぞれ図14～図23のとおりである。令和元年度以降、緩やかに減少傾向がみられたが、令和4年度には急増し、それ以降、毎年上下を繰り返している。特に令和6年度は、高松市北部を中心に、平成22年度以降最多となる371件の出没が確認された。令和7年度は、令和6年度と比較して大幅に減少している。

また、人身被害については、平成29年度が2件、平成30年度が3件であったが、令和元年度は13件と過去最多となった。令和2年度は6件、令和3年度は2件と減少傾向であったが、令和4年度は9件と再び増加し、令和5年度は3件と減少、令和6年度は7件と増加した。令和7年度（2月末現在）は人身被害は発生していない。

図14 平成28年度 人身被害発生箇所と出没件数

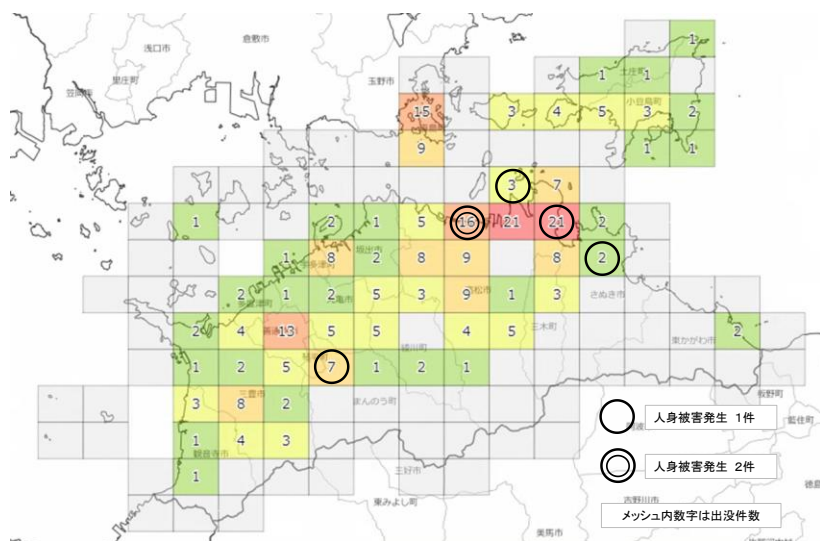


図 15 平成 29 年度 人身被害発生箇所と出没件数

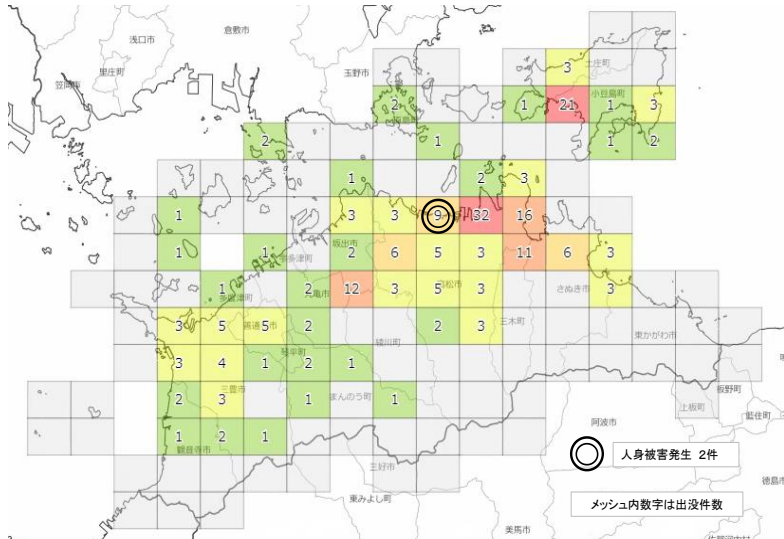


図 16 平成 30 年度 人身被害発生箇所と出没件数

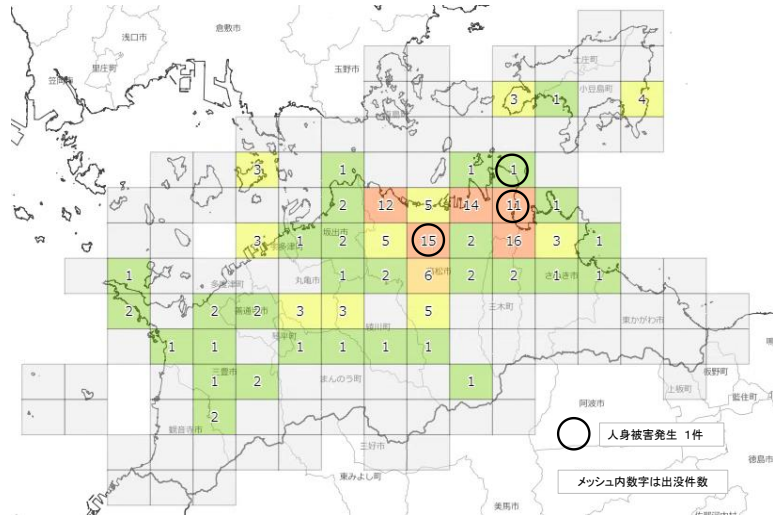


図 17 令和元年度 人身被害発生箇所と出没件数

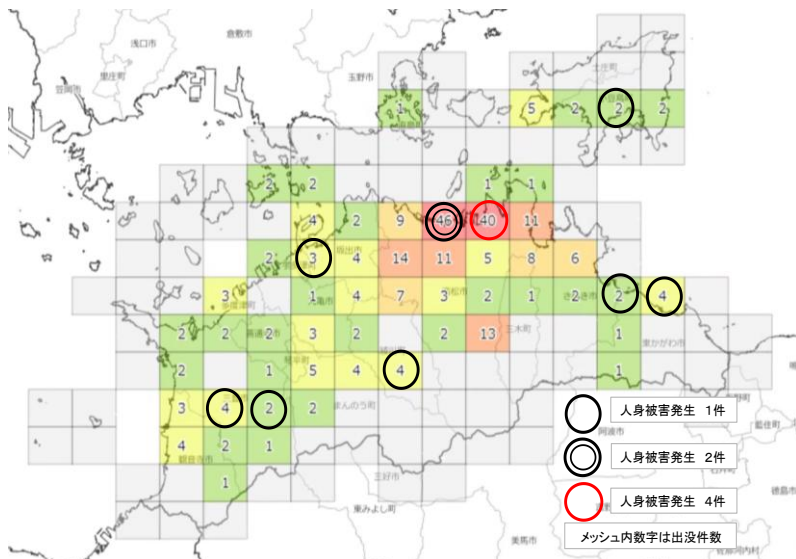


図 18 令和 2 年度 人身被害発生箇所と出没件数

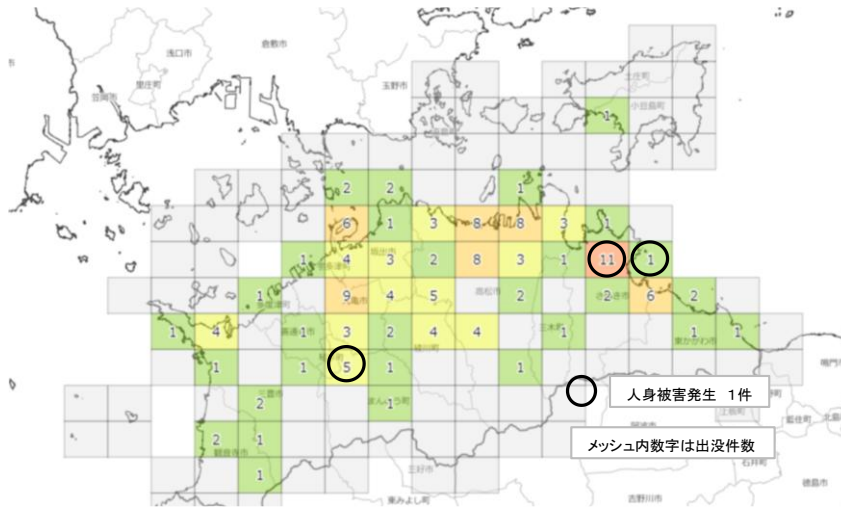


図 22 令和 6 年度 人身被害発生箇所と出没件数

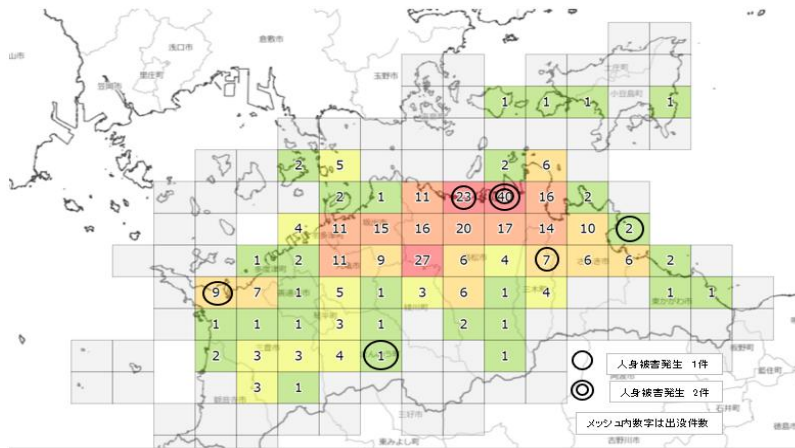
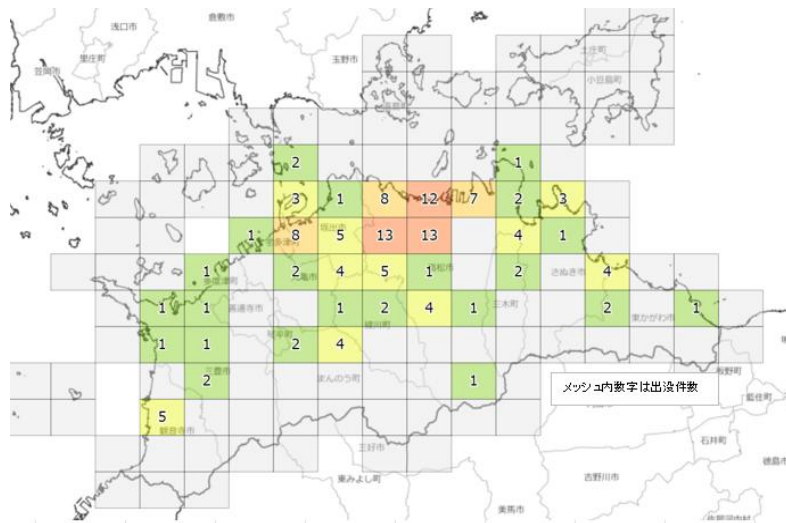


図 23 令和 7 年度 人身被害発生箇所と出没件数（令和 8 年 2 月末まで）



ここまで見てきたように、令和 6 年度については、捕獲頭数、出没件数ともに低水準だっ

た令和5年度から一転して増加し、捕獲頭数は例年並みとなり、出没件数は平成22年度以降最多となった。一方、令和7年度は出没件数が大幅に減少しており、年度途中での情報によれば捕獲頭数、農作物被害金額も令和6年度と比較して減少する可能性が高い。ただし、令和4年度以降は出没件数、捕獲頭数、農作物被害金額がいずれも増減を繰り返しており、また、イノシシの個体数変動の特性からも、令和7年度が減少傾向であることを踏まえると、令和8年度は再び増加に転じる可能性がある。

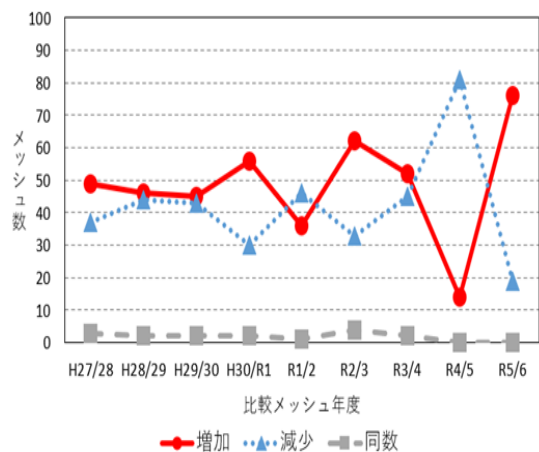
一方で、令和7年度の豚熱検査の状況（補足表を参照）からは、令和6年度に引き続き感染は沈静化しており、感染拡大が個体数の増減に影響するような状況ではない。

これらの状況を考えると、令和8年度は豚熱の影響を考慮しても令和6年度と同程度の農業被害や出没件数が発生する可能性を排除できないことから、令和8年度事業計画における年間捕獲目標は、従来の方針を継続することが必要である。

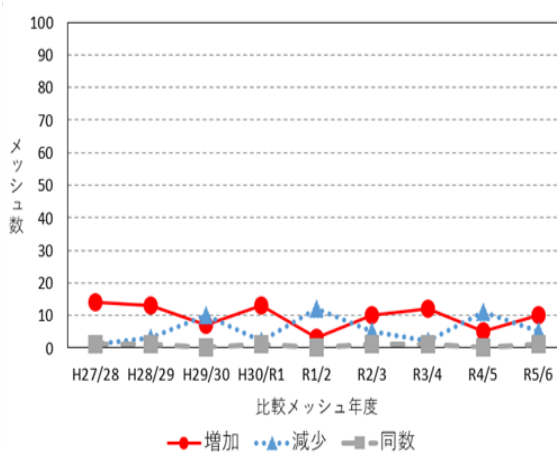
したがって、令和8年度においても、個体群管理目標である計画期間内の積極的な捕獲を各地域の実情に応じて継続して実施することとし、県全体での年間捕獲目標は、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理目標を達成するため、12,000頭以上とする。

<補足図、補足表>

補足図1 年度比較によるイノシシ捕獲数増減メッシュの推移（本土部）



補足図2 年度比較によるイノシシ捕獲数増減メッシュの推移（小豆島）



補足表 豚熱の検査状況

年度	検査数	陽性数	陽性割合
R4	375	2	0.5%
R5	508	48	9.4%
R6	306	3	1.0%
R7	308	4	1.3%
合計	1,497	57	3.8%

注)香川県畜産課 HP「野生イノシシの豚熱(CSF)感染確認結果(PCR 検査)の結果について」をもとに作表。令和 8 年 2 月 4 日までの結果(R3 年度以前の検査数は省略、陽性数は0であった)検査日ではなく「発見・捕獲日」により年度別とした。農林水産省は令和3年度以降、1年当たり 299 頭を最低限必要な検査水準としている。

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

平成 27 年度から令和 6 年度までの捕獲実績をみると、地域によって捕獲頭数は異なる傾向を示している。このため、個体数調整にあたっては、各地域の実情に応じてきめ細かく対応するものとする。

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を継続する。

ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 31 日までとする）

イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12cm を超える足くくりわなの制限解除）

ウ 鳥獣保護管理法第 14 条第 1 項に基づく休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「※鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、有害鳥獣捕獲を推進する。

県は、平成 27 年度から実施している捕獲の許可期間の通年化や平成 28 年度から実施している捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援するとともに、イノシシの出没が多くなる 9 月から 11 月までの間に、市町の鳥獣被害対策実施隊員等を対象とした「イノシシ捕獲及び保定技術向上研修会」を開催し、捕獲技術等の向上に努める。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づき対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、県が主体の指定管理鳥獣捕獲等事業を实

施する。

④「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及及び適正な維持管理の推進

農地や住宅地への侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センター等による現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。また、被害をなくすための適正な設置・維持管理方法について、広報等により周知を行う。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

県が作成した「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県、市町及び警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。イノシシの出没が多くなる9月前に市町担当者等を対象に講習会を開催し、緊急時の対応等を確認する。

また、県では、市町及び警察署等から送付されたイノシシの出没に関する通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。その際、「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

さらに、高松市の市街地等の人身被害を防止するため、サンポートでの海からの上陸防止ネットの設置を継続する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

集落や農地等に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで、耕作放棄地や放置竹林等の適切な管理等による誘引物（未収穫作物）の除去等の取り組みを積極的に行うよう支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

② 捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による令和7年度の捕獲状況を6月中旬を目途として取りまとめる。

(2) 農業被害調査

各市町が取りまとめた作物毎の被害金額による実態調査を実施する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から県へ送付された通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめる。

5. 感染症対策

(1) 豚熱（CSF）感染拡大防止

令和5年1月13日に坂出市で発見された死亡野生イノシシについて、香川県内で初めて豚熱（CSF）の感染が確認され、その後、県内では57例（令和8年2月末時点）までの感染が広がっていることから、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、引き続き捕獲従事者や狩猟者が捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、原則として感染確認区域外へ持ち出さないこと、使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際は消毒すること等、防疫措置の徹底を図る。

※豚熱に感染している野生イノシシが発見された地点から半径10km圏内を感染確認区域という。